

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 30 日

(宛先) 松本市長

提出者
住 所 長野県松本市井川城3-1-10
氏 名 有限会社解体総合サービス
代表取締役 竹内 昌一
連絡先(電話) 0263-87-8299

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第2項の規定により、 令和6年度の産業
廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	有限会社解体総合サービス		
事業場の所在地	長野県松本市井川城3-1-10		
事業の種類	07 職別工事業		
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	921.60 t	全処理委託量	921.60 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	921.60 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙2

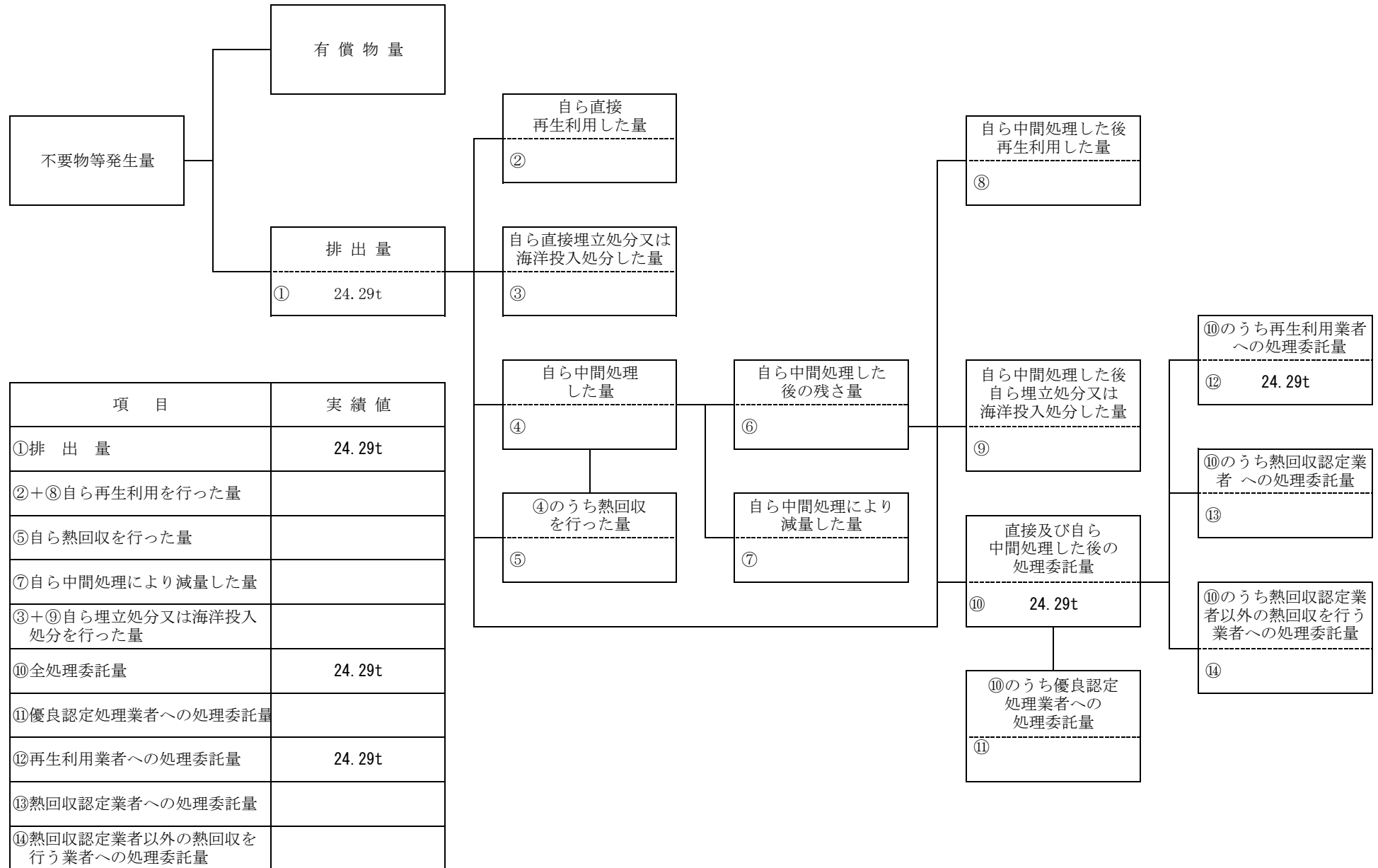
産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）												合 計
			廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス)	木くず	廃油							
排 出 量	①	921.60t	24.29t	1.33t	87.32t	1,001.84t	355.80t	0.47t							1,471.05t
自ら直接再生利用した量	②														
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③														
自ら中間処理した量	④														
④のうち熱回収を行った量	⑤														
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥														
自ら中間処理により減量した量	⑦														
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧														
②+⑧自ら再生利用を行った量															
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨														
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量															
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	921.60t	24.29t	1.33t	87.32t	1,001.84t	355.80t	0.47t							1,471.05t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪			0.13t	4.75t			0.47t							5.35t
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	921.60t	24.29t	1.20t	82.57t	1,001.84t	355.80t								1,465.70t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬														
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭														

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む))

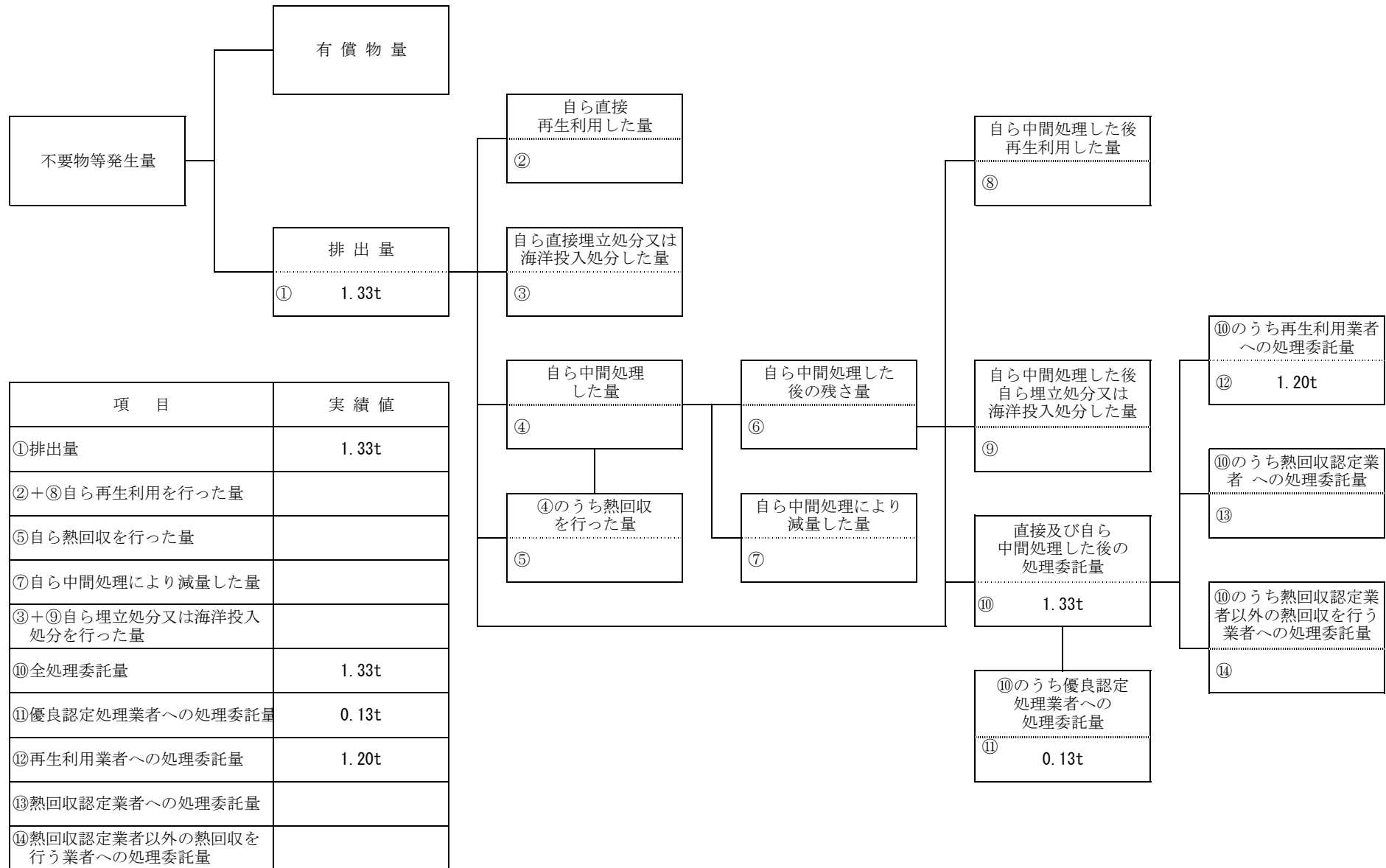


計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

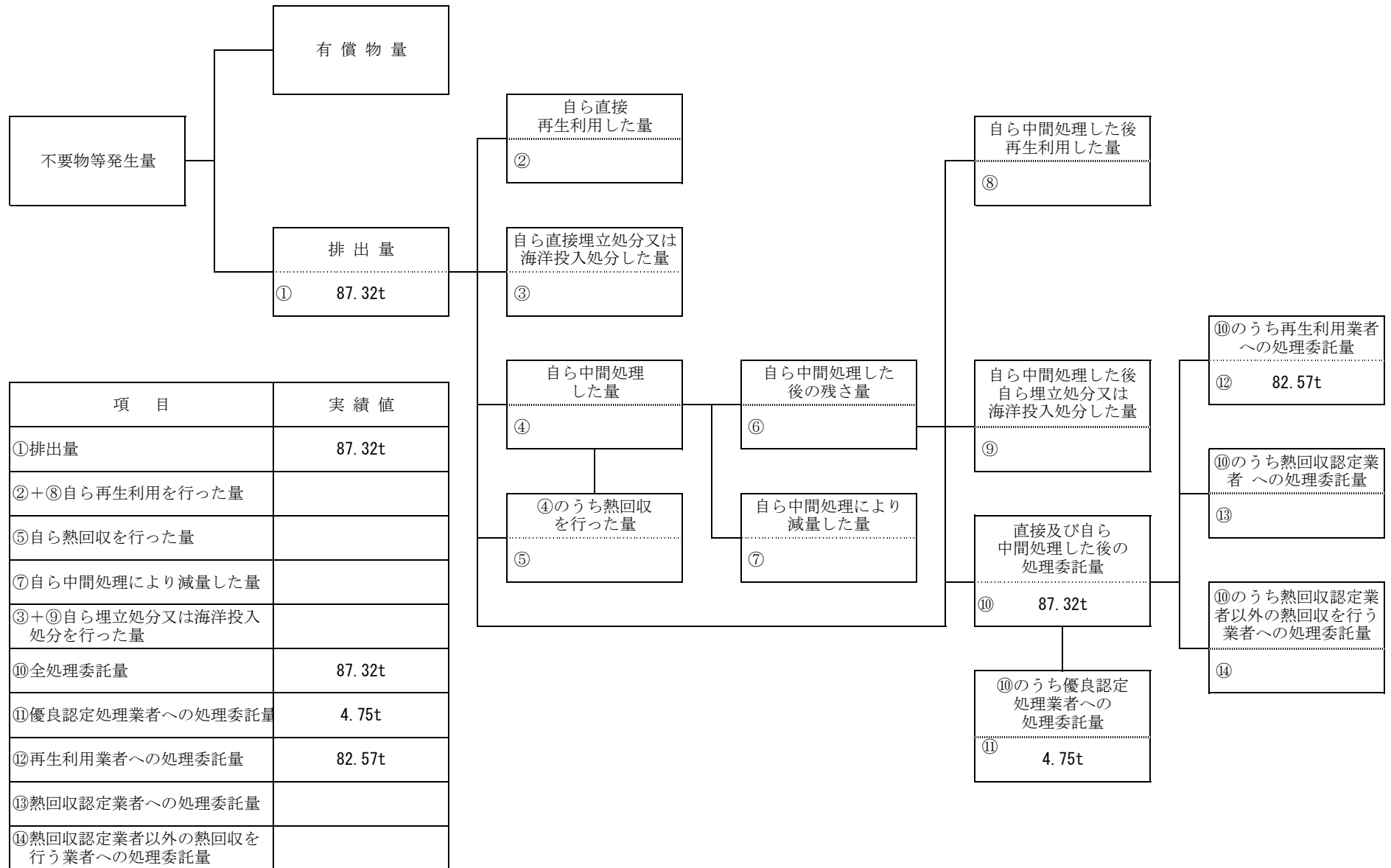
金属くず

)



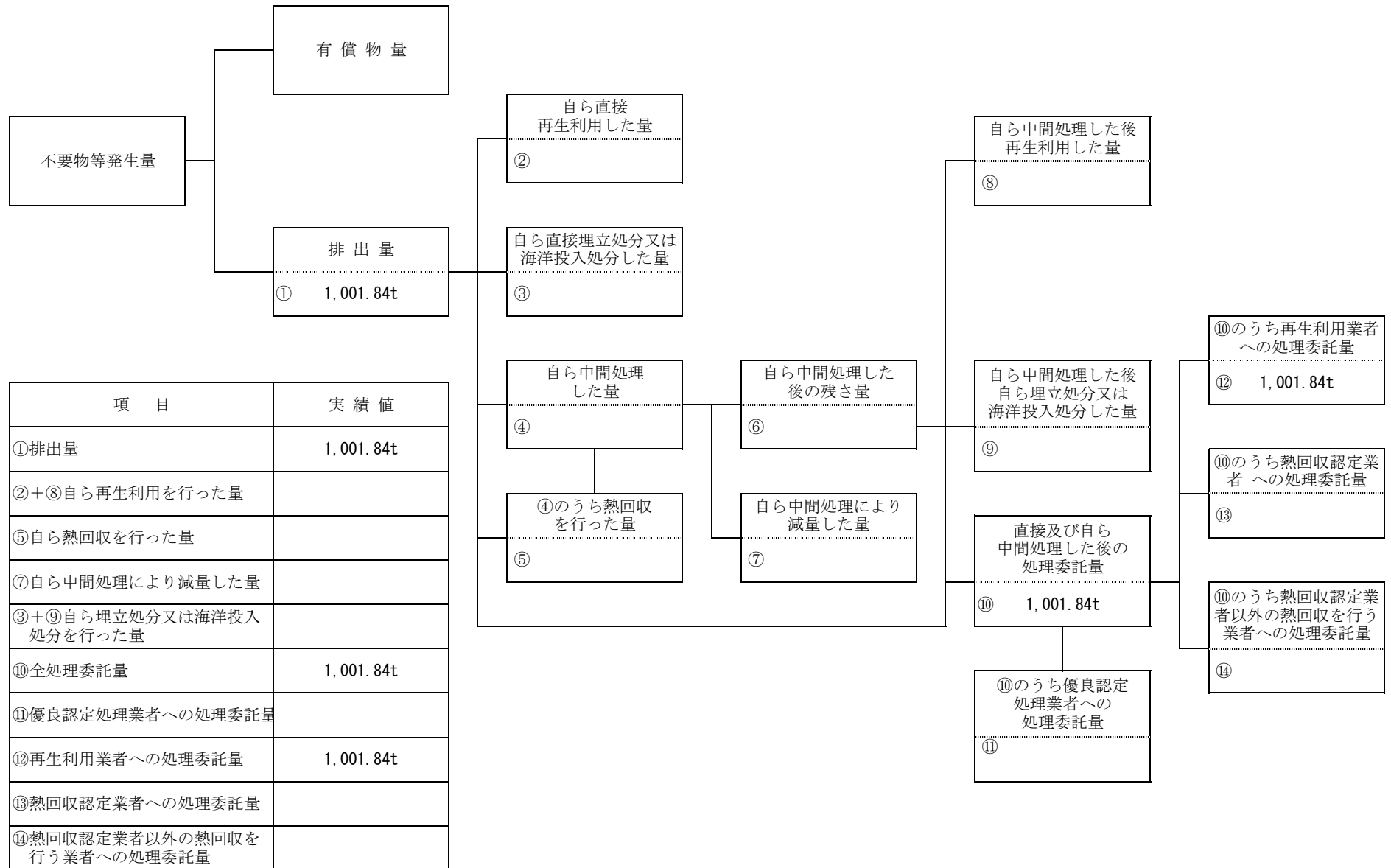
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等))

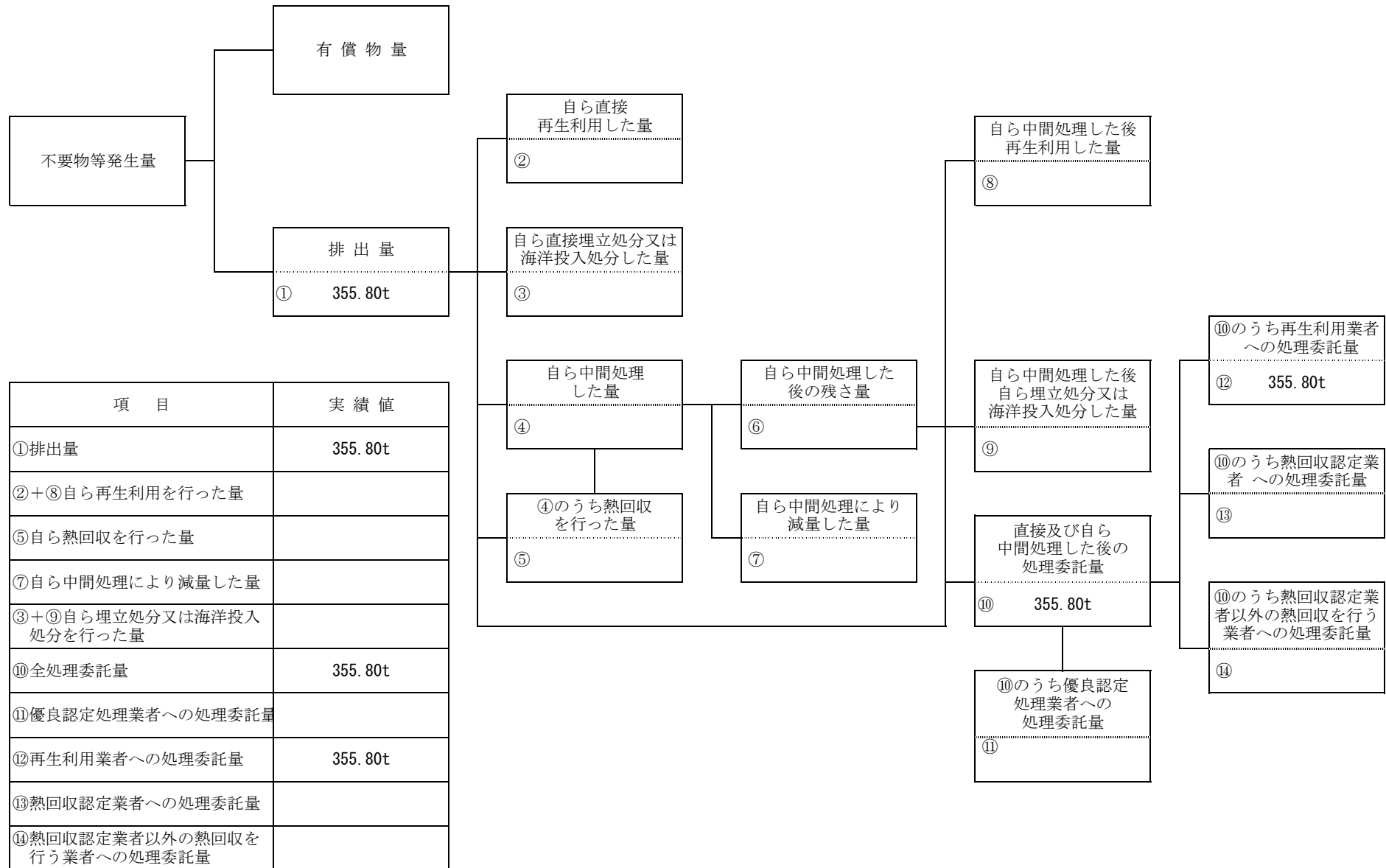


計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)

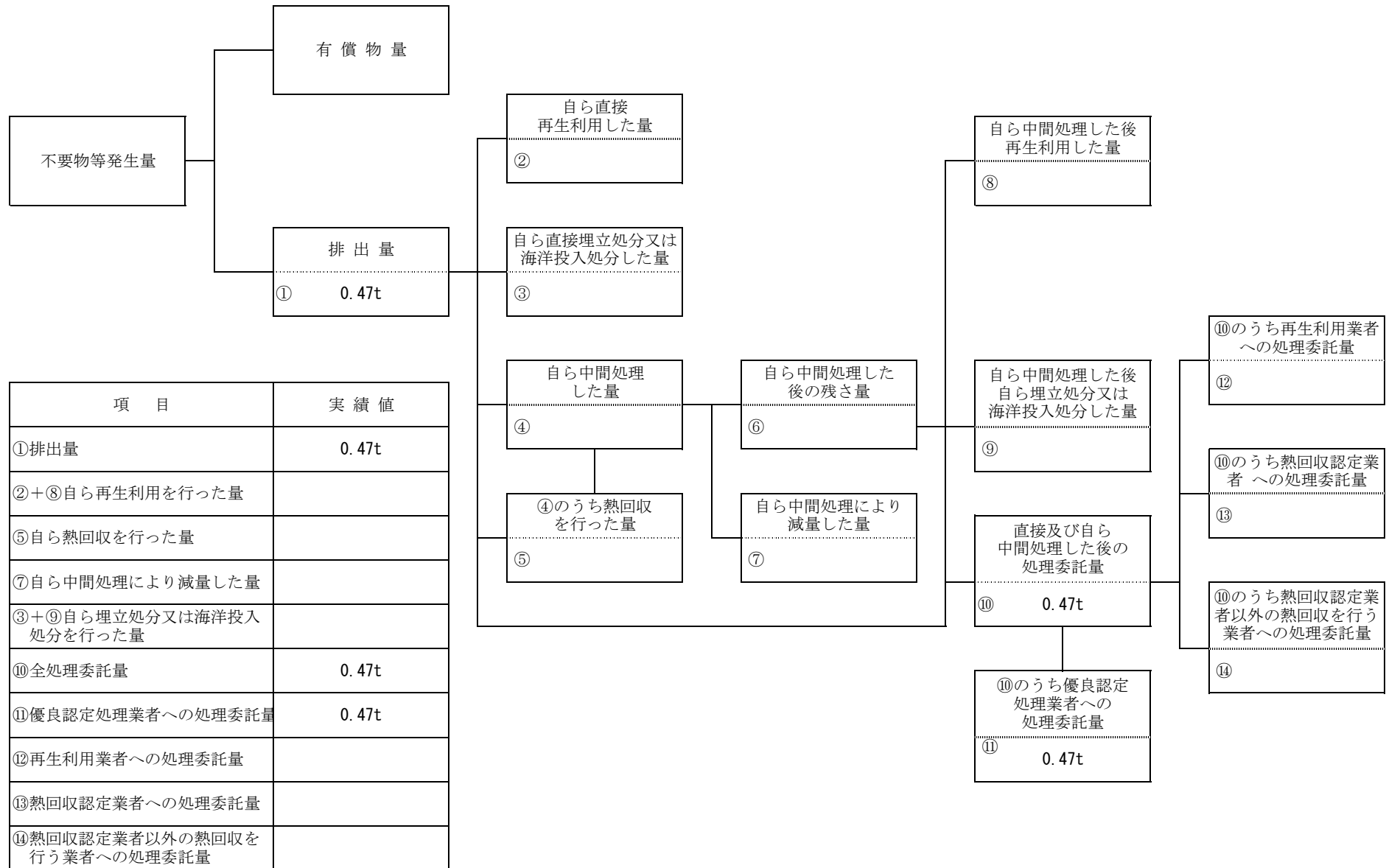


計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

廃油

)



(第 3 面)

備 考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。